

特定施設 一覧（騒音規制法・振動規制法）

特定施設名		騒音規制法		岐阜県公害防止条例(騒音関係)		振動規制法・岐阜県公害防止条例(振動関係)	
金属加工機械	圧延機械	○	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限定				
	製管機	○					
	ベンディングマシン	○	ロール式で原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限定				
	液圧プレス	○	矯正プレスを除く			○	矯正プレスを除く
	機械プレス	○	呼び加圧能力が294kN以上のものに限定			○	
	せん断機	○	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限定			○	原動機の定格出力が1kW以上のものに限定
	鍛造機	○				○	
	ワイヤーフォーミングマシン	○				○	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限定
	ブラスト	○	タンブラスト以外のもので、密閉式を除く				
	タンブラー	○					
	切断機	○	といしを用いるものに限定				
	研磨機			○	原動機の定格出力の合計が15kW以上のものに限定		
空気圧縮機及び送風機		○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定	○	製材・木工場で原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限定	○	圧縮機で原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定
土石用/鋳物用の破砕機・摩砕機・ふるい・分級機		○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定			○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定
織機		○	原動機を用いるものに限定			○	原動機を用いるものに限定
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	○	気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が0.45m ³ 以上のものに限定				
	アスファルトプラント	○	混練重量が200kg以上のものに限定				
	コンクリートブロックマシン					○	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限定
	コンクリート管(柱)製造機械					○	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限定
穀物用製粉機		○	ロール式で原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定				
木材加工機械	ドラムバーカー	○				○	
	チップパー	○	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定			○	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限定
	碎木機	○					
	帯のこ盤	○	原動機の定格出力が製材用は15kW以上、				
	丸のこ盤	○	木工用は2.25kW以上のものに限定				
	かなな盤	○	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定				
抄紙機		○					
印刷機械		○	原動機を用いるものに限定			○	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限定
合成樹脂用射出成形機		○				○	
合成樹脂用粉砕機				○	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限定		
鋳型造型機		○	ジョルト式のものに限定			○	ジョルト式のものに限定
ゴム練用/合成樹脂練用ロール機						○	カレンダーロール機以外で原動機の定格出力が30kW以上のものに限定
窯業焼成炉用バーナー				○	燃焼能力が重油換算1時間あたり50L以上のものに限定		
擦紙機				○	原動機を用いるものに限定		
紙工機械(コルゲーティングマシン)				○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定		
高速切断機				○	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定		
走行クレーン				○			
クーリングタワー				○	原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限定		
冷凍機				○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定		
タイル成形用プレス				○			